

第2回理事会議事録

令和3年度 第2回

公益財団法人 愛媛県消防協会
2021/08/27

令和3年度 理事会議事録

【日 時】令和3年8月27日(金) 午後3時30分～午後5時10分

【場 所】松山市築山町1番35号 愛媛県消防協会

【出席者】理事16名(総数16名)、監事3名(総数3名)

事務局3名、支部幹事3名

理 事：武智邦典、岡本 靖、中島恭庸
中矢洋造、近藤英樹、兵藤貞樹
堀田 公、曾我部光夫、高橋公一
大西浩司、後藤英治、立野好仁
藤原展嘉、稲垣聖治、松岡増幸、芳野浩三
監 事：白鞘浩志、松下豊繁、廣瀬吉孝
事 務 局：芳野浩三、田所慶子、新野涼子
会 計 士：池田淳一(税理士法人越智会計事務所)
支 部 幹 事：高砂将三、宮脇孝雄、上田 忠
会長所属事務：玉井 公

【議 長】大西浩司

【欠席者】なし

【定足数】8名

なお、上記理事のうち2名(大西浩司、芳野浩三)以外は、インターネットを使用した会議システムにより本会に出席した。

<議 事>

まず、事務局より規定に定める議事定足数(過半数)に達しており、本会議が成立することが宣言された。続いて、代表理事より招集のあいさつがなされた。

上記のとおり、当法人を開催場所とする Web 会議における理事及び監事の出席が確認され、大西浩司が議長となって、本理事会は Web 会議システムを用いて開催する旨宣言した。当法人の Web 会議システムは、出席者の映像と音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いのできる仕組みとなっていることが確認され、議案審議に入った。

議 案

(1) 正副団長消防長等研修会と消防大会について、事務局より説明がなされた。

開催日時：令和3年11月4日(木) 13:00～15:30

開催場所：愛媛県民文化会館サブホール

参加人数：300名以下

開催の可否は愛媛県警戒レベルを基準に1か月前頃判断する。再延期はしない。
消防大会に引き続き正副団長消防長等研修会を実施する。

稲垣理事) 参集範囲についてはどのように考えているか。

事務局) 通常の消防大会の範囲を想定しているが、幹部でなければならないとは考えていない。分団長以上とするかどうかは、各市町の判断に任せる。

議長が第1号議案を諮ったところ、全員賛成で可決された。

(2) 愛媛県消防操法大会について、事務局より説明がなされた。

日程：令和4年8月7日(日) 予備日21日(日)

場所：東温市総合公園(東温市の回答待ち)

※令和6年度の県大会は、松前公園での開催を検討する。

※今後の操法実施に向けて会議を設置し、開催方法や開催場所、日程、運営方法、操法実技・審査について検討していく。令和3年11月以降開催予定。

※全国大会は、ポンプ車の部、17番目/24チーム。令和4年度は千葉県で実施予定(日程は未定)

松岡理事) 県操法大会について、南予の団長方々と話し合ったところ、大会を開催するにあたり、駐車場や水の確保、費用削減、団員への負担軽減などがある。全国大会出場種目だけで実施すれば、諸問題の解決へ繋がるので検討して欲しい。地区大会はそれぞれの市町の判断で決定していく。

事務局長) 現在の要綱では、全国大会へ行くためのチームを選抜するための大会となっているので、出場種目のみでの県大会実施というのはよい考えであると思う。

先に説明した「会議」でうまく処理していきたい。

松岡理事) 大会への参加不参加は、任意であるという認識でよろしいか。操法大会へ向けての訓練でもめ事が起こり、退団者がでた。女性の操法大会への出場(輪番制)についても、柔軟な対応をお願いしたい。

事務局長) 参加不参加の判断は、自由であるという認識。大会要綱へ明記するよう、また、女性消防操法大会の輪番等についても「会議」で検討していきたい。

立野理事) 火事の現場へ行って役割を果たせるものは、しっかりと訓練を実施しているものであると思う。火災件数も減っているなので、訓練はするべきであると考えている。

議長が第2号議案を諮ったところ、①日程については全員賛成、②場所は賛成多数、③令和6年度の予定場所は賛成多数、④愛媛県操法大会の会議を設置することについて

ては、全員賛成ということで事務局案が可決された。

(3) 愛媛県消防協会協賛会費について

事務局から下記のとおり説明がなされた。

平成 17 年、市町の負担金が 300 万円減になったが、業務改善に着手できず支出を抑えることができなかつたため、赤字が続いた。そのため、積立金を取り崩してきたが、平成 23、24 年あたりで危ない状態になり、市町負担金の増額をお願いしたが受け入れられず、団員から会費をいただくことになった。

平成 26 年から愛媛県へ働きかけ委託事業収益を、また、消防関係業者へ働きかけ広告事業収益を上げ、収益の改善を図ってきた。

会館の修繕について、平成 17 年まで修繕費を貯蓄していたが、それを取り崩し、貯蓄ができない時期もあった。ここ数年の収支を見てみると自然災害やコロナ禍なども影響あり安定しているとは言い難い。

このままのご負担をお願いしたいところである。

会計担当 新野から削減案についての説明。受取負担金対象の事業を見直した結果、収益は約 2,920 万、経常費用は約 3,020 万で約 100 万の赤字となる。この赤字分は、団員負担金額を 50 円とし集めたい。今の案以上の削減額が必要な場合は、市町の協力が必須である。

16 : 15～16 : 25 休憩

松岡理事) 協賛会費の見直しについて、昔は協会の健全な運営ができていなかったことを問うことはしない。協会の安定した運営が何よりも重要であると考えているので、100 円は継続していくのがよいと思う。

100 円をやめて事業を見直しても収支のバランスが崩れ、赤字になり、積立金を取り崩して運営していくと数年後にはまた同じような厳しい状況になる。後輩の団員たちに迷惑をかけてもいけない。収益に関してもこの先、団員数や世帯数が減っていくことはわかっている。県の委託事業もコロナなど財政状況が厳しくなれば、委託事業の減少も考えられる。また、将来発生する費用の積立金も必要だと思っている。

100 円を団員から徴収するのはおかしことなので、市町と話し合って市町負担金とするほうがよい。消防団組織法第 8 条「消防団に要する費用は市町が負担すること」となっている。

決算書で受取負担金が市町負担金と協賛会費に分けて記載してあるが、このまま残しておくで団員から徴収していると誤解を招くことになるので、市町負担金に含めて処理をお願いしたい。

事業について、必要性の低いもの、費用対効果の少ないものに関しては、随時見直しに努めてほしい。

協会職員からのお金は受け取ることができないのではないかと。

立野理事) 本当に削減しないとイケないのか。言われたから削減したのかがわからない。久万高原は団員が支払っているが、生活に影響するような額ではない。消防団員の手当を上げるという話もでているので、今まで通りでよい。

岡本理事) 消防協会の財政的に 100 円が必要なのであれば手当すべき。実際の運営は、市町からの会費で賄っていると思う。松前町に確認すると、その会費プラス団員に課す協賛金も役場で負担している。協賛会費であるのならば、任意の集金であるべきで、町が予算化して支出するものではない。本当に必要なものであれば、会費として徴収し、任意でお金を集めるのはやめるべき。

武智理事) 体育協会のような市民プラスアルファの団体と消防団は違う。生命と財産を守るため、体を張っている団員から金を集めるのはいかがなものかと思う。大洲市提案の「市町が負担すべきものである」にはクエスチョンを入れざるを得ないが、基本的には団員が負担すべきではないという考え。大洲市が「消防団が支払うのは筋が違うのではないかと、見直してくれ」という要望であれば、私はそれなりの理解を示すし、その枠の中で今後どうするのか精査すべき。

稲垣理事) 最近お金が余っているのだから、積立金に付け替えたなど、本来の使われ方ではない状態ではないかと大洲市は心配されて、今回の提案になった。話を伺い、協会の事業として使うべきお金として集めるのであれば、各市町へお願いして出してもらいたい。会館の建て替えや補修に必要なお金であれば、きっちり説明すべき。進む方向を間違えないようにという提案だと思っているし、100 円の金額が問題ではない。団員が減ってくるのであれば、安定した運営ができるように予算化したらどうか。目的外使用は違うので軌道修正すべき。

高橋理事) 市に賄ってもらっている。事業をはっきり色分けさせた上で、継続でよいと考える。

曾我部理事) 今までどおりでよいと考える。

中矢理事) 事務局一任。

松下監事) みなさんが言われるように市町負担金がいいのではないかと。

廣瀬監事) 100 円どうこうというものではない。これを機会に事業の見直し、運営に関わることは精査してほしいと思う。

岡本理事) 私が賛成したいのは、協賛会費そのものがおかしいのだから、必要ならば、会費として市町の負担に整理するよう検討していくこと。そうでないのなら反対。

議長) 現状、団員が負担している市町、市町が負担しているところなどバラバラだが、協賛会費は、市町が負担していくよう検討していくということによろしいか。

岡本理事) 現在、松前町は団員の 100 円を町が負担している。きちんとルールの中で会費と位置づけて算定していくことを求めており、100 円をそのまま市町に負担させるという意味ではない。

松岡理事) 協賛金で市町へ請求しているのだから、任意ではないかということによって予算化できないところもあると思う。きちんとした負担金、会費という名目に直して負担し

てもらおうようにすべき。

立野理事) 市町に負担していただくと消防協会で決めていいのか？消防協会から市町に要望をするということか？

事務局長) 執行部の理事としてそれぞれで対応してもらえたらと思う。要望があれば、私が市町へ出向き説明する。その時は消防団長もご一緒をお願いしたい。

立野理事) 市町に負担してもらっていないところは、団長が市町をお願いして出してもらおうようにするという事か？そのときは協会からも説得にきて頂けるということか？

岡本理事) 消防協会は財団法人と社団法人が合わさったような団体である。会員に負担をさせている法的根拠がない。ということは、任意のお金になっている。負担金と言いつつも任意のお金を市町に支払わせている形にならざるを得ない。ただ、きちんと割当のルールを決めて、それをもって話をしていく。市町に負荷するルールを定め、市町へ協会が行ってお願いするほかない。

武智理事) 伊予消防は松前町、砥部町、伊予市が事務組合として運営している。私は組合長という立場なので、議会に諮って議員の了解を得て出すお金なのか、款項目節のどこかに入れておけば、議会に諮らなくても出せるお金なのか、協会からしつかりと各事務組合の消防長と相談して動いてくれないと困る。

消防団に負担させるのは筋が違うという思いはあるが、議会に対しての扱いは精査して動いて欲しい。

事務局長) 市町の負担金としてお願いできないかと平成 25 年の理事会で提案したが、市町の負担金とするのは無理ではないかと話が進まず、当時の会長が団でなんとか負担頂けないかとお願いし、決まった経緯がある。

このため、市町へお願いしづらかった。

岡本理事) 私は町村会代表として、伊予市長は市長会長として参加している。ここで議論して、市町が負担すべきではないかと 2 人ともが話している。正式に市町で負担して欲しいと決まり、節約した結果、このぐらいの金額が必要で、このようなルールでわけたいのですという案ができれば、町村会・市長会でわれわれが話を繋ぐことは可能だと思う。訳のわからない協賛会費を予算化するという事より、ルールに則った負担金を支払う方が、負担する側は公明正大だし、議会にも説明しやすい。市長会、町村会から来ているわけですから、われわれに託して頂けたら、それなりの対応はしたい。

議長が第 3 号議案を諮ったところ、経費を削減し必要な金額を市町負担金のルールに則り配分し、予算化できるようにすることに賛成多数。

諸般の報告

事務局から下記のとおり報告がなされた。

(1) 愛媛県関係

① 未来の消防団加入促進事業

- ・令和 3 年度の高校訪問状況について資料の通り報告した。
- ・コロナ禍であるが、ウェブ会議システムを利用した PR も視野に準備をすすめていく。

② 近隣市町合同訓練

- ・東予：令和 3 年 9 月 4 日実施予定であったが、コロナ禍で愛媛県総合防災訓練が中止となったため、再調整中。
- ・中予：令和 3 年 10 月 3 日砥部町で山林火災防ぎょ訓練を実施予定。
- ・南予：令和 3 年 10 月 24 日八幡浜市で山林火災防ぎょ訓練を実施予定。
コロナの状況を見つつ、実施を検討していく。実施不可という可能性もあると見込んでいる。

③ 女性消防団員確保対策事業

- ・令和 3 年 8 月 1 日（日）ピュアフル松山にて 14 市町 72 名参加で実施。
- ・詳細は資料参照。
- ・アンケート集計ができたので、結果を全市町に送付した。団内の女性消防団員で情報共有後、男性団員や行政でミーティングを実施し、結果を協会に報告してほしい。

後藤理事) 合同訓練について 10 月 3 日を予定していたが、延期とし、12 月 5 日に砥部町で実施したいと考えている。

(2) 愛媛県消防協会関係

① 公益インフォメーションへの提出書類

6 月 18 日定期提出書類、6 月 28 日役員等変更の届出を提出。

(3) 日本消防協会関係

① 全国消防殉職者慰霊祭

9 月 9 日実施予定であったが、緊急事態宣言等発出されているため、9 月 28 日に延期。昨年よりさらに規模を縮小し実施するため、県消防協会長の出席はない。

(4) 協会の土地と建物について

昨年 2 月の理事会前、土地や建物について移転や売却など様々な意見をいただいた。公益財団申請時、土地と建物を公益目的保有財産としているため、愛媛県からは、売却・移転することは薦めないと言われた。

また、公益目的保有財産は正当な理由がない限り、簡単に処分できないこと、仮に売却できたとしても現在保有している財産額と同額確保しなくてはならない上、収益事業で駐車場の賃貸を行っているがこの収益がなくなるため、運営は苦しくなる。

立野理事) 公益財団法人ですので、よく調べて運営していかないと今後支障が出てくるかもしれないので、専門家とどうするのかという方向を決めたらよい。

インターネットを使った会議システムによる理事会は終始異状なく、大西会長は、本日の議事がすべて終了したので議長の席を降り、事務局長が午後 5 時 10 分閉会を宣した。

本理事会の議事の経過の要領及び結果が正確であることを証するため、議事録を作成し、出席理事・監事はこれに署名捺印する。

令和 3 年 8 月 30 日

公益財団法人 愛媛県消防協会

		捨 印	捨 印
議 長	大西 浩司	⑩	⑩
監 事	白鞘 浩志	⑩	⑩
監 事	松下 豊繁	⑩	⑩
監 事	廣瀬 吉孝	⑩	⑩